

1. 保険業の定義から除かれるもの関係

意見の概要	回答
都道府県単位のPTA連合会が設立した互助会による共済についても、適用除外とすべき。	検討の結果、「保険業」の定義から除外することは困難と考えます。
各団体が構成員のために運営する自主的な共済制度を適用除外とすること。	
構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、同会が、その構成員を相手方とする共済については、規制の対象外とすべき。	
民間の保険会社に相手もされず、自分達ではどうすることもできない知的障害者の入院互助会を本法律で規制することは、知的障害者の自立の手段を、社会的弱者の自立支援を促すとうたった政府自らが潰してしまうことになりはしないかと危惧している。保険業法施行令第1条の3に「知的障害者の入院互助会」を加えてほしい。	
内外の財界からの要望で、構成員の自治により運営してきた団体の共済制度を「保険業」にすることは認められない。外圧に屈せず正しい判断をしてほしい。	
保険業法はその特質から著しく公共性、公益性を要請されるものであり、保険業法の適用除外については、限定的に行われるべきである。	保険契約者等の保護等の観点からは、およそ保険の引受けを行う事業については、保険業法の規定に則った、適切な運営をしていただくことが望ましいと考えます。
この施行令・施行規則改正案は、まじめにやっている共済制度と「ニセ共済制度」を区別せずに規制されることになるのではないか。	
現在健全財政で続いている共済は、加入者の保護のため、保険業法の適用除外とすべき。	

<p>金銭給付ではなく現物給付であって、公共性の高い地縁的な共済制度については適用除外とすべき。</p>	
<p>保険業法施行令第1条の3では保険者と相手方の属性に基づいて保険業の定義から除かれるものを定めているが、保険者に相当する者が役務ないし物の提供のみを行い、金銭給付を行わない種類の契約を引き受ける事業についても「保険業」にあたるのか。それとも、金銭給付が行われない種類の契約については「保険金」の支払が生じないことになるため、そもそも保険契約にあらず、その引受けを行う事業についても「保険業」にあたらないという理解でよいのか。</p>	<p>「保険」にいう損害の填補はその給付が金銭によってなされるものに限られるものではありません。 なお、いわゆる地縁的な共済のうち、「保険業」の定義から除外されるものは、新保険業法2条1項2号へに該当するものです。</p>
<p>商品の製造販売に付随する補償サービスについて、「保険業法の定義から除かれるもの」として規定はないが、この種のサービスはそもそも「保険」に該当しないものとして引き続き規制の対象とならないと考えてよいのか。</p>	<p>個々のケースにより判断されるものと考えますが、一般的には、製造者、販売者が、その物の製造・販売に付随して、顧客に商品故障時の修理を行う等のサービスについては、「保険」には該当しないものと考えます。</p>
<p>施行令第1条の3（保険業の定義から除かれるもの）第三号は、いわゆる宗派と呼ばれる宗教法人法上の包括関係にある宗教法人や、当該宗教法人に雇用されている住職等により構成される団体が、当該宗教法人や住職等を相手方とするもの、すなわち企業内共済に準じているもののみを指すのであり、宗教法人が広く信者等を相手方として行うものは含まれないと考えてよいのか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>本宗の寺院には、寺院・教会・結社のお寺の区分があり、この内所轄庁より宗教法人として認証を受けているお寺は、寺院および教会の名称が付けられているお寺のみである。お寺が地域に根づくにはそれ相応の期間と布教実績の積み重ねが必要であり、その期間の布教活動を行うためにも本宗（包括法人）の所属団体である必要が伴う。そのお寺を「結社」、その責任者を「教導」というが、それらは包括・被包括関係を結んでいる被包括宗教法人と同様の宗教法人ではないが、「構成員」として保険業法の適用除外となると考えてよいのか。</p>	<p>施行令第1条の3第3号の規定は、条文上、あくまでも①「宗教法人法上の一の包括宗教法人」、②「当該包括宗教法人に包括される宗教法人」、③「①又は②の役員・使用人」とされており、したがって、お尋ねのケースについては、①、②又は③に該当する場合にのみ適用除外となると考えられます。</p>
<p>施行令第1条の3第1項第3号に関して、その文言からは包括宗教法人もしくは宗教法人がその信者、檀家などを対象として行う事業も保険業の定義から除かれると読めそうであるが、そうであれば、その旨明確に規定すべきではないか。</p>	<p>施行令第1条の3第3号の規定中の「構成員」は、条文上、あくまでも、①「宗教法人法上の一の包括宗教法人」、②「当該包括宗教法人に包括される宗教法人」、③「①又は②の役員・使用人」とされており（「①、②又は③が構成する団体」の「構成員」であるから、当該「構成員」は、①、②又は③である。）、いわゆる信者、檀家等を相手方とするものは本号には含まれません。</p>
<p>施行令案において、宗教法人を保険業法の適用除外としたことについての背景・理由は何か。また、「役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として」という表現からは、一般の構成員（例えば仏教でいう信徒、神道でいう氏子、学会の学会員）が含まれないとの解釈は無理があるのではないか。構成員の定義を限定的にすべきである。</p>	

<p>団体の構成員の死亡、入院、出産、結婚等に際し、互いの弔意や祝意を表す目的で、常識の範囲内で低額の金員を支払うために、その財源となる金銭を会費等に含め徴収している場合があるが、これは、保険業法第2条でいう「保険」に該当しないと考えて差し支えないか。また、上記以外の場合でも、弔意や祝意を表す目的で、常識の範囲内で低額の金員を支払う場合も、「保険」に該当しないと考えて差し支えないか。</p>	<p>個々のケースにより判断されることとなりますが、一般論としていえば、慶弔見舞金の給付については、その給付を行うことが社会慣行として広く一般に求められているもので、金額としても社会通念上妥当な範囲内のものであれば「保険」には当たらないものと考えられます。</p>
<p>「当該会社の連結子会社等」で構成された企業内共済会において、連結子会社等の企業の一部が、経営改革などの影響により、連結財務諸表規則で規定されている「連結子会社」や持分法が適用される「非連結子会社」および「関連会社」の要件を満たさなくなった場合には、その時点で当該共済は、保険業法の適用を受けることになるのか。</p>	<p>政令第1条の3第2号の「連結子会社等」には、「連結子会社等であった会社を含む。」とされており、「連結子会社等」でなくなった時点ですぐに保険業法の適用を受けるということにはならない。ただし、いわゆる連結決算グループ内共済を適用除外としている趣旨にかんがみれば、「連結子会社等」でなくなった者については、当該連結決算グループ内共済の対象からは順次外されていくことが望ましいと料料します。</p>
<p>会員の福利厚生の一部として行っている共済事業のうち一部が保険に該当する場合、他の保険に該当しない給付金についてもすべて保険業法の適用を受けるのか。</p>	<p>一部でも保険の引受けを行っていれば保険会社又は少額短期保険業者になる必要がありますが、その場合は、他に行っている事業についても、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から制限されることとなります。</p>
<p>施行令第1条の3（保険業の定義から除かれるもの）のいずれかには該当しないが、本条の複数の号を合わせたもの（又は法第二条第一項第二号のいずれか又は複数と本条のいずれか又は複数の号を合わせたもの）に該当するものは、本条に該当すると考えてよいか。具体的には、以下のとおり。 ①一の事業者がその使用人を相手方として行うものは、法第二条第一項第二号口に該当すると解される。一方、 ②一の学校がその児童を相手方として行うものは、本条第6号に該当するものと考えられる。 また、ここで、「一の私立学校がその使用人及び児童を相手方として行なうもの」の取扱いが問題となるが、これは①②を併せ解し、「保険業」の定義には該当しないと解すると考えてよいか。</p>	<p>「施行令第1条の3（保険業の定義から除外されるもの）のいずれかには該当しないが、本条の複数の号を合わせたもの（又は法第二条第一項第二号のいずれか又は複数と本条のいずれか又は複数の号を合わせたもの）に該当するもの」は、施行令第1条の3各号に掲げたものには該当せず、保険業の定義から除外されるものとはならない。したがって、「一の私立学校がその使用人及び児童を相手方として行なうもの」は、「保険業」の定義から除外されるものとはなりません。</p>

<p>施行令第1条の3（保険業の定義から除かれるもの）第二号には、「一の会社」の連結子会社等が、当該「一の会社」又は当該「一の会社」の他の連結子会社等を相手方として行なうものも含まれると考えてよいか。また、本号には、「一の会社」又は当該「一の会社」の連結子会社等が、これらの役員若しくは使用人又はその親族を相手方として行なうものも含まれると考えてよいか（ただし、「一の会社」の役員若しくは使用人又は親族を相手方として行なうものは、法第2条第1項第2号ロで規定済み）。また、第三号についても同様の理解でよいか（「一の包括宗教法人」又は当該「一の包括宗教法人」に包括される宗教法人が、これらの役員若しくは使用人又はその親族を相手方として行なうものも含まれる）。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>企業内共済会や公務員互助会などでは構成員の福利厚生を目的に、民間保険会社と任意加入団体定期保険契約を行っている例などがあるが、このように民間保険会社が団体保険契約を行うことができる場合には、団体性が特定されている組織として保険業法の適用除外となるのか。</p> <p>フランチャイズの加盟店の役員又は使用人を構成員として、福利厚生を目的に本部の企業が加盟店を連合体として企業内共済会を設立し、慶弔災害給付を行っている場合や、一定地域（同一都道府県内など）の同業種の小規模事業者連合体（同業者組合など）を構成し、職域共済会（非営利の相互扶助組織）を構築して慶弔災害給付を行っている場合は、保険業法の適用除外になるのか。</p>	<p>「保険業」の定義から除外されるものは、新保険業法2条1項各号及び施行令第1条の3各号に該当するものです。</p>
<p>規則案第1条の4第2項第1号で規定する「相手方」というのは、契約者及び被保険者を指すという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

2. 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けられる保険金額の上限関係

意見の概要	回答
<p>少額短期保険業は、あくまでも保険業法の「特例」として新設されたものであり、引受け可能な保険の保険金額の上限は、極めて低水準とすることが適当であり、疾病・障害による入院給付金等の本則上の金額の80万円は、引き下げるべき。</p>	<p>政令第1条の6各号の保険金額は、それぞれ妥当なものであると思料します。</p>
<p>保険金額の上限について、金融審議会報告書において挙げられた「見舞金、葬儀費用等」としては極めて高額であり、引き下げる方向で検討すべき。</p>	
<p>政令第1条の6第6号に係る保険金額に関し、現在の市場慣行においていわゆる復元が一般的に行われている損害保険会社の商品種類に限っては、復元が行われると考えて差し支えないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
<p>新施行令第1条の6および附則第3条に規定する保険金額の定めのうち、疾病・傷害による入院給付金等（第2号）の金額については、保険期間（1年間）について支払われる保険金の総額、すなわち、複数の入院等のすべての入院給付金、通院給付金、手術給付金等の合計額であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>少額短期保険業者は、他の少額短期保険業者と共同で保険を引受けられるか。その場合の保険金額の上限は、参加する少額短期保険業者の有する上限の合計となるのか。</p>	<p>少額短期保険業者についても、共同保険の取扱いが可能であると考えます。また、共同保険により引受けを行っている場合の保険金額の上限は、共同保険は自らの引受け分以外の部分について連帯責任を負うものではないことから、各参加者の引受可能限度額の合計額になると考えます。</p>
<p>医療保険の上限金額は、前回の公表案から引き上げられたといっても、他の保険の上限金額と比して見劣りする状況に変化はなく、最低でも100万円に引き上げてほしい。</p>	<p>政令第1条の6各号の保険金額は、それぞれ妥当なものであると思料します。</p>
<p>「損害をてん補することを約する保険」であって、金銭によらず物品の提供により給付するものの保険金額の制限は、当該給付の経済的価値を金銭に見積もった上で適用されると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

<p>第1条の6（少額短期保険業に係る保険の保険金額）第1号は、傷害死亡保険のみを除いているものであり、①傷害死亡及び疾病死亡を含む普通死亡保険又は②疾病死亡保険を指しているとの理解でよいか。上記とした場合、1号の保険300万円と5号の保険600万円に加入している者の傷害で死亡した場合に給付される保険金額は、5号（傷害死亡保険）の調整規定に基づき、900万円ではなく600万円の給付となるという理解で良いか。また、5号の保険のみ加入する場合（1号の保険には非加入）の、5号の保険の保険金額の上限はいくらになるのか確認したい。</p>	<p>施行令案1条の6第1号の解釈及び給付金額については貴見のとおり。5号の保険については、（実際に1号の保険に加入しているかいないかにかかわらず）、5号の保険の保険契約約款等において、1号に掲げる保険と当該5号の保険について減額調整されることとされているものにあつては、保険金額の上限は600万円となり、特段の減額調整規定のないものにあつては、300万円となります。</p>
<p>保険事故が低発生率であれば、引受保険金額を2倍としているが、低発生率と保険金支払額との関係をどう考えているのか。ここでは個人賠償責任保険のことを言っていると思われるが、実際には個人賠償の損害率は比較的高いのが実態であり、この規定を作成するに当たり何を参考にしたのか。</p>	<p>現行の商品や事故の発生率等を踏まえて判断したものです。</p>
<p>一の保険契約者に係る保険金額の上限は、少額短期保険業者一社ごとに適用されるものであり、同一の少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の全てを通算して適用されるものではないと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>海外での事故による治療費等は高額なものとなり、海外旅行保障の治療実費の担保種目は通常入院給付金のような性格とは異なることから、「疾病障害による入院給付金等」で制限するのは実情に合わないため、「損害保険」の中に含めて欲しい。</p>	<p>（発生場所がどこであるかにかかわらず）「事故による治療費（等）」は、施行令案1条の6第2号に掲げる保険に該当します。</p>
<p>更新型の保険においては、一被保険者に対する通算の保険金支払が、新施行令案第1条の6に定める上限に到達した時点をもって保険が終了する旨を明記すべき。</p>	<p>施行令案1条の6各号の金額は、一の保険期間の保険金額の上限です。</p>
<p>一の被保険者について引き受ける合計額において、低発生率保険は特例的に取扱われているが、事故頻度は低いが損害が高額になりうるものほど通常の保険が機能を発揮する分野である。民間保険会社がすでに提供しているもの、たとえば個人賠償責任保険や借家人賠償責任保険を特例的に取扱いとすることは不相当である。保険事故の発生率が低いという理由で、一被保険者の限度額（1,000万円）に上乗せする形で、低発生率保険を少額短期保険業者に例外的に取扱わせることは不必要かつ不相当であり契約者保護にも問題がある。</p>	<p>低発生率保険は、保険事故の発生率が相対的に低いため、一般的にその保障にかかる保険料が低廉である一方、保険金額が高額となっており、少額短期保険業者の取扱える保険金額の上限を考える場合に、こうした賠償保険については、その他の保険と同様に取扱うことが妥当でないと考えられたことによるものです。</p>

3. 少額短期保険業者が一の被保険者について引受けられる保険金額の上限（経過措置）関係

意見の概要	回答
経過措置期間中の保険金額の上限については、5倍から3倍に引き下げられたことで実質的に取り扱える保険金額が減少することになるが、加入者保護、事業継続という観点から前回公表案の5倍に戻すべき。	政令案附則3条各号の保険金額は、それぞれ妥当なものと思料します。
経過措置により、施行日から7年間は保険金額の上限の5倍程度（疾病・傷病による入院給付金等については3倍）まで引受け可能とされていることについては高額であり、引き下げる方向で検討すべき。	
経過措置について、再保険に出すことにより引受けを行うことができる上限を、5倍程度から10倍程度まで引き上げること。	
賃貸借実務において問題が生じることとなることから、7年間の経過措置の後も、少額短期保険業者が1千万円を超える部分を再保険に出すことにより、保険の引受を認めるべきである。	
「疾病・傷害等による入院給付金等」の上乗せ部分のみが3倍に限定されている（他は5倍）根拠は何か。	保険事故の発生率、少額短期保険業者の引き受けるリスク、取扱商品の現状等を踏まえて総合的に判断したものです。
特定保険業者であった少額短期保険業者は、特定保険業として実施していた保険以外の新しい保険商品を販売する場合でも、保険金額上乗せに関する経過措置が適用になると考えてよいか。	貴見のとおり。
経過措置により、施行日から7年間は保険金額の上限の5倍程度（疾病・傷病による入院給付金等については3倍）まで引受け可能とされていることについては、既存契約のみに適用されるべきものであり、施行日以降の新規の契約については含まれないことを明記すべき。	改正法附則3条は、少額短期保険業者が登録後に引き受ける契約に係る規定です。
特定保険業者は、施行令案第1条の6（保険金額の上限）の適用を受けるのか。	施行令案1条の6は、少額短期保険業者に係る規定であり、特定保険業者には適用がありません。

4. 登録申請関係

意見の概要	回答
<p>登録申請書の添付書類である事業計画書において、事業開始後ある一定年数を経過した時点で年間収受保険料が50億円を超えることを記載した場合、その登録は拒否されるものではないと考えてよいか。</p>	<p>少額短期保険業者の登録拒否要件には該当しないが、仮に保険会社の免許を取得しないまま年間収受保険料が50億円を超えた場合には、保険業法3条1項違反となります。</p>
<p>登録申請書の添付書類のうち「少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類」とあるが、人的構成要件が示されていないが、今後監督指針等で示されると考えてよいか。</p>	<p>監督指針において記載することとします。</p>
<p>特定保険業者が、保険会社の免許申請を行う場合や保険会社に対して保険契約の包括移転等を行う場合には、①保有契約に係る基礎書類の適正性、②健全な保険数理に基づいた責任準備金の積立ての確認、③財産の状況、④免許取得又は保険契約の移転後の健全性の見通し等を適切に審査するとともに、当該審査が可能となる法令上の手当てを含め検討すべき。</p>	<p>法令に則り、適切に審査をまいります。 また、法令上の手当てについては、新規則附則において、特定保険業者が、免許申請を行う場合や保険会社に対して保険契約の移転を行う場合等に、①責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認をした意見書、及び②貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、会計士等が確認した書類を申請書に添付することを求めることとしました。</p>

5. 事業規模関係

意見の概要	回答
<p>現在の保険会社において年間収入保険料が30億円に満たない会社が複数社あることを踏まえると、年間収入保険料で50億円という基準は過大であり、引き下げるべき。</p>	<p>政令案第38条に規定する額は、妥当なものと思料します。</p>
<p>年間收受保険料による小規模事業者の制限は、少額短期保険業者一社ごとに適用されるものであり、同一の少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の全てを通算して適用されるものではないと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

6. 一の保険契約者に係る保険金額の制限関係

意見の概要	回答
<p>施行令第38条の9の低発生率保険に「火災保険」は含まれるか。</p>	<p>含まれません。</p>
<p>新規参入する少額短期保険業者にとって、100人超の大規模な団体契約が行えないことは、既存の共済事業者（特定保険業者）と競争条件が異なり、公平とはいえないことから、施行令第38条の9第2項中「一の保険契約者に係る被保険者の総数は百人を超えてはならず」は削除すべき。</p>	<p>政令第38条の9第2項に定める人数は、少額短期保険業者が、一人の保険契約者について過大な保険の引受けを行うことは妥当でないことから、実態等を踏まえて定めたものです。</p>
<p>一の保険契約者に複数の被保険者がいる保険契約の特例的な取扱いは、一の保険契約者について引き受けられる保険金額を制限した趣旨を没却させるおそれがあるため、認めるべきではない。仮に家族での加入の必要性を考慮し、一の保険契約者について、複数の被保険者の保険引受けを認めるとしても、その被保険者数は10人以下に限定すべき。</p>	
<p>政令第38条の9第2項について、一の少額短期保険業者における一の保険契約者に関しては、例えば、一の契約者がそれぞれの被保険者数が20名、40名、50名の契約を締結した場合には、一の契約者の全契約を合算した合計の被保険者数が100名を超えるため、当該規定に違反するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>保険業法第272条の13は「一の保険契約者に係る保険金額等」の制限の規定であるが、施行令第38条の9は、標題を「一の保険契約者に係る保険金額」としていながら、条文では「一の被保険契約者当たり」の保険金額の上限を規定している。これは、保険金額の上限については保険契約者每ではなく、被保険者毎に設定すると規定が変更されたという理解でよいか。</p>	<p>否。「一の保険契約者について」の「一の被保険者当たり」の保険金額の上限です。すなわち、一の保険契約者が複数の契約を締結していた場合や、一の保険契約者が複数の被保険者に係る契約を締結していた場合に、保険契約者及び被保険者について、それぞれ名寄せをした結果として、当該一の保険契約者についての一の被保険者に係る保険金額の合計額の上限ということになります。</p>

7. 供託金関係

意見の概要	回答
<p>供託金は内部資金からの充当が可能か。</p>	<p>供託は、保有する資産の一部を供託所に供託するものであり、内部資金が保有資産を意味するものであれば、可能であると考えます。</p>
<p>供託金は「年間収入保険料—支払給付金」となっている。その場合は当方では共済事業分として会費収入を分割していないが、年間会費収入を年間収入保険料としてみるのか。</p>	<p>会費の中に保険料とそれ以外のものが入っているのであれば、保険料を明確に区分（契約者に対しても明示）する必要があると考えます。</p>
<p>少額短期保険業者責任保険の支払要件について「少額短期保険業者が保険金の支払に不足が生じる場合」としているが、これでは責任保険というより債務保証的なものと解釈することもできることから、少額短期保険業者責任保険の支払要件について、具体的に示してほしい。</p>	<p>少額短期保険業者責任保険の支払要件は、「少額短期保険業者が保険金の支払に不足を生ずる場合において、その全部又は一部を支払うもの」となります（政令第38条の8第1項）。</p>

8. 業務運営に関する措置関係

意見の概要	回答
<p>少額短期保険業者の加入促進活動として実施するコールセンター業務等について、他の事業のコールセンター業務等を受託することは可能か。</p>	<p>コールセンターで行われるのがどういった業務であるか詳細が不明ですが、当該コールセンター業務を行うのが少額短期保険業者自身であるとすると、少額短期保険業者が少額短期保険業のほかに行えるのは、規則案第211条の23に規定する業務（他の少額短期保険業者又は保険会社の代理代行）であることから、「他の事業」の代理代行等を行うことはできないものと思料します。ただし、別に事業を行う独立したコールセンターが、少額短期保険業者と他の事業者の両方から委託を受けて業務を行うことができるかということであれば、できるということになると思われれます。</p>
<p>施行規則第8条第1項第4号、第8号に記載されている、「再保険に付した金額を控除した保険金額及び保険期間の制限」及び「再保険の授受に関する事項」に関しては記載がないが、少額短期保険業者については必要なしという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。なお、施行規則第8条第1項第4号、第8号については、2月13日付で改正（平成18年4月1日施行）されているのでご確認願います。</p>
<p>少額短期保険業者がインターネットで保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行う場合、書面の交付による重要事項の説明及び契約者の署名又は押印による書面受領の確認の手続等を省略することはできるか。</p>	<p>施行規則第211条の29第4号に規定する措置については、インターネットで保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続きを行う場合であっても省略することはできないものと考えます。</p>
<p>保険募集に際して、更新型の保険については保険料の見直し等を行う場合があること、セーフティネットの対象外であること等を書面の交付その他適切な方法により説明を行うこと等の措置は契約者保護の観点からも、政省令案で示された内容で法令化すべき。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>施行規則案第211条の29に、保険募集に際して、少額短期保険募集人が説明を行うことを確保するための措置をとらなければならない項目が列举されているが、書面の交付においては、契約者が明確に理解できるよう文字の大きさに下限を設けるなどの措置をとることにより、契約者の誤解を防止し契約者保護の徹底を図るべきである。</p>	<p>記載する文字の大きさや記載事項の配列等、記載する文言の表示については、顧客にとって理解しやすい記載とすること、文言の表示ではその平明性や明確性が確保されることが必要と考えます。</p>
<p>「更新型の保険については、保険料の見直し等を行う場合がある」ことを説明するとあるが、少額短期保険業者が引き受ける更新型の保険にあつては「過大な危険の引受け」（法第272条の4第1項第5号二）とならないよう、保険契約者の意思のみにより同一内容の保険契約が更新されるいわゆる完全な自動更新は認められないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

<p>規則第211条の29第1項第4号に関する措置については、新契約の募集時に実施することを要するが、更新時（特に自動更新時）には適用はないと理解してよいか。</p>	<p>施行規則第211条の29第4号の規定は、保険契約の保険募集に際して必要な措置を規定しているので、保険募集を伴わないときには本措置は不要と考えます。</p>
<p>施行規則第211条の31を敢えて盛り込む意図は何か。社債と保険契約の両者を混同する顧客が多いと考えられるためか。</p>	<p>社債にしても保険契約にしても、少額短期保険業者が支払責任を負うものであり、顧客が混同する可能性があることから、誤認防止のための規定を置いているものです。</p>
<p>消費者にとって電子通信手段等を用いて、自由な少額短期保険申込みの意思決定及び契約タイミングの選択をすることが不可能になることは避けなくてはならないことから、署名・押印の取得を規定する必要はないのではないかと。</p>	<p>インターネットなど書面による契約締結を行わない販売形態においても、消費者が明確に重要事項を確認するための措置を講じることは必要であり、保険契約者保護の観点から署名・押印の取得は必要な規定であると考えます。</p>
<p>特定保険業者であった少額短期保険業者は、法附則第16条第4項に基づき、再保険先等を顧客に明らかにする必要があるが、これは規則第211条の29第7号において対応することが必要であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

9. 子会社の業務範囲関係

意見の概要	回答
<p>施行規則第211条の33第1項第7号「他の事業者の事務に係る計算を行う業務」の意味は何か。</p>	<p>事務に係る計算、例えば給与計算等が考えられます。</p>
<p>保険の引受け以外の業務（保険料収納事務、保険契約の査定・決定、保険給付事務、資産運用、その他少額短期保険業にかかわる事務処理）を少額短期保険業者の子会社に委託することが可能なのか。</p>	<p>保険業務を遂行していくうえで中核的業務以外で、子会社の取扱いが可能な業務（規則第211条の33第1項に掲げる業務）は委託可能と考えます。</p>

10. 商品審査関係

意見の概要	回答
<p>施行規則第211条の4第1項第4号「保険料の増額又は保険金の削減に関する事項」及び同項第9号「保険契約を更新する場合においてその保険料その他の契約内容の見直しに関する事項」とは具体的にそのような内容を記載するのか。</p>	<p>規則第211条の4第1項第4号については、保険料の増額又は保険金の削減等を行う場合の手続について、同項第9号については、更新時に保険料その他の契約内容の見直しを行うこと、当該商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合には契約の更新をしないことがあることを約款に記載していただくことを想定しています。</p>
<p>付加保険料の計算方法の記載は不要であるという理解でよいか。また、契約者価額の定義がない（保険計理人確認事項にも含まれていない。）が、不要という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>事前審査を行う以上、事業方法書の内容の適正化を図る必要があり、保険会社における事業方法書の審査基準と同様の基準で審査されるべき。</p>	
<p>少額短期保険業者の商品審査は、保険計理人の関与を前提に、事業方法書及び普通保険約款についてのみ事前審査を行い、算出方法書については事後確認で足りるとされているが、保険計理人が意見書の作成にあたり判断すべき基準は、保険会社の審査基準と同様にすべき。</p>	<p>少額短期保険業者の事業方法書の審査基準については、法第272条の4第1項第5号に規定されているとおりです。</p>

1 1. 保険計理人関係

意見の概要	回答
<p>保険計理人の関与事項・資格要件についても、保険会社の保険計理人の関与事項・資格要件と同様にする必要がある。</p>	<p>少額短期保険業者の保険計理人の関与事項・資格要件については、短期・掛捨ての契約のみを取り扱うという事業の特性を踏まえて定めているものであり、必ずしも保険会社と同様である必要はないと考えます。</p>
<p>保険計理人は、他の保険会社または少額短期保険業者の保険計理人を兼務することができるのか。</p>	<p>兼務することは可能と考えます。</p>
<p>法272条の18（事業費等の償却等に関する規定の準用）で、少額短期保険業者については、法第121条第1項第1号を「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により計算されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えになっている。従って、これを受けた規則211条の50（保険計理人の確認業務）においては特段の定めがないが、保険計理人が毎決算期ごとに、保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法で計算されているかを確認する旨規定すべきである。</p>	<p>規則211条の50で定めているのは、保険計理人が確認業務を行うに当たっての「基準」であり、ご指摘の内容については、同条第1号に定めている基準により確認を行うこととなっています。</p>

12. 支払備金関係

意見の概要	回答
施行規則第211条の45第1項第1号ロと46とでIBNR備金（既発生未報告損害）が両方に計上されるのは、理論上不適切ではないか。	両方に計上されることとはなっておりません。
支払備金の積立に係る告示第1項第2号の「賠償責任保険」は、既存の損害保険会社でいう自動車、傷害、賠償責任、労災保険が含まれているという理解でよいか。	貴見のとおり。

13. 支払余力基準（ソルベンシー・マージン）関係

意見の概要	回答
<p>消費者が、契約する保険会社の選別をする上で、ソルベンシーマージン比率は一定の基準となっている中で、計算方法が保険会社と少額短期保険業者とで異なることは、消費者に無用の混乱を与えかねないことから、同一の計算方法とすべき。</p>	<p>少額短期保険業者のソルベンシーマージン基準は、少額短期保険業者の事業の特性に応じて定めており、よりの確に保険金等の支払能力の充実の状況を測るためには、保険会社と全く同一の計算方法である必要はないと考えます。</p>
<p>保険会社のソルベンシーマージン規制においては、保険会社間の資本の意図的保有を制限していますが、保険会社と少額短期保険業者の間でも同様の制限は必要ではないでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり。平成8年大蔵省告示第50号（保険会社の資本、準備金等及び通常の見積を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件）第1条の2を改正し、保険会社が少額短期保険業者のソルベンシーマージン比率の向上のため、意図的に当該少額短期保険業者の資本調達手段を保有している場合は、当該保険会社のソルベンシーマージン比率の算出に当たり、当該資本調達手段の額をソルベンシーマージンの額から控除することとします。</p>

1 4. 早期是正措置関係

意見の概要	回答
<p>少額短期保険業者には、保険会社と同水準のソルベンシーマージン基準等が適用されるが、少額短期保険業者には大数の法則が働かないことに加え、保護機構も存在せず、契約者が抱えるリスクは保険会社の契約者よりも大きいこと、契約者保護の観点から、早期是正措置の発動基準を民間保険会社よりも厳格に適用すべき。</p>	<p>少額短期保険業者に対する監督規制の枠組みは、少額短期保険業者の事業の特性に応じて定めているものであり、早期是正措置の発動基準についても、保険会社と同様に、適切に適用していく必要があると考えます。</p>

15. 保険契約の移転関係

意見の概要	回答
<p>特定保険業者が少額短期保険業者または保険会社に保険契約を移転する場合には、移転対象の保険契約について、個別に商品審査が行われるのか。また、仮に個別に商品審査が行われるとした場合には、一部の商品のみ移転が認められ、他の商品については認められないケースも出てくるのか。さらに、一部の商品のみ移転が認められた場合、商品の移転を受けた少額短期保険業者は、改正保険業法附則第16条（保険金額の上乗せ）の経過措置の適用を受けることができるのか。</p>	<p>特定保険業者は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならない。責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約グループAと、別の責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約グループBがあった場合に、グループAとグループBについての認可の結果が分かれることはあり得ます。改正法附則第16条の規定の適用については、貴見のとおりです。</p>
<p>特定保険業者からの包括移転において、移転される保険契約に自動更新条項が付いている場合には、移転先の少額短期保険業者または保険会社において、自動更新を行えると考えてよいか。</p>	<p>少額短期保険業者が取り扱う更新型契約は、更新時の保険料等の見直し条項を約款に盛り込んだ上で、保険募集の際に説明を行う必要があるため、特定保険業者から移転を受けた自動更新条項の付いた保険契約をそのまま継続することは認められないものと思料します。 一方、保険会社である場合は、自動更新型の保険契約内容に適合したもので、その内容を保険契約者に説明したうえで行うことが可能であると思料します。</p>

16. 保険募集関係

意見の概要	回答
<p>代理店制度をとった場合、その代理店の募集人資格の登録について</p> <p>①試験は、各少額短期保険業者が独自に試験制度を設けるのか</p> <p>②それとも保険業協会等のような団体機関に任せるのか。</p> <p>③それとも代理店に募集人資格者を登録させる義務が発生しないのか。</p>	<p>少額短期保険募集人については、保険会社の募集人等と同様に保険業法の募集規制が適用となり、関連法令等を十分に理解したうえで、募集行為を行うことが求められます。</p> <p>少額短期保険業者が適切な業務運営を行っていくためには、募集人の能力向上を図るための措置を講じる必要がありますが、募集人が保険契約者保護のために守るべき最低限のルールについて十分理解しているかにつき研修等を行うのみならず、実効性を確保する観点から、その成果が客観的に検証できるような措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>保険業法が求める「保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上」が図られたことを確認する手段としては、試験は一つの有効な選択肢と考えられます。また、そのような試験の実施主体については、一定の公共性を有し、かつ、全国規模で相当程度の人数を有する団体により実施されることが、試験の客観性・公平性を確保するためにも必要であると考えます。</p>
<p>募集人については特定少額短期保険募集人を除き登録が必要となるが、その場合には保険会社と同様の代理申請制度の適用が必須となるのか。</p>	<p>少額短期保険業者は、規則第211条の29及び第211条の30に規定する措置を図るなど、少額短期保険募集人の管理に關して的確な事務運営が求められており、少額短期保険募集人の申請等の状況についても適時的確な管理が必要であることから、少額短期保険募集人の申請等については、原則所属少額短期保険業者による代理申請によるものとします。</p>
<p>「保険業法施行規則第二百三十四条第二号（保険契約の締結又は保険募集に關する禁止行為）の規定に基づき、生命保険募集人又は保険仲立人と密接な關係を有する者として金融庁長官が定める者等を定める件」（平成10年6月8日大蔵省告示第238号）についても、改正が必要ではないか。</p>	<p>貴見のとおり。平成10年大蔵省告示第238号を改正し、構成員契約規制の対象となる保険募集人に少額短期保険募集人を加えるとともに、同規制から除外される保険として、法第3条第5項第1号又は第3号に掲げる保険を加えることとします。</p>

17. 経過措置(保険金額の上限を除く。)関係

意見の概要	回答
<p>駆け込みで3月末までに「根拠法のない共済」を設立し、営業実績のない団体でも「特定保険業者」としての届出は可能か。</p>	
<p>施行令、施行規則には特定保険業者となるための要件について人数に関する規定がないため、会員数(被保険者数)1,000人以下の共済事業であっても特定保険業の届出をなすうと考えてよいか。</p>	<p>「特定保険業者」は、「この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者」であり、「特定保険業」は「改正後の保険業法第2条第1項に規定する保険業であって、改正前の保険業法第2条第1項に規定する保険業に該当しないもの」であることから、「1,000人以下の者を相手方とするもの」は、「改正後の保険業法第2条第1項に規定する保険業」に該当せず、よって、「特定保険業」に該当しません。したがって、「営業実績のない団体」や「会員数1,000人以下の共済事業」は、特定保険業の届出をすることはできません。</p>
<p>特定保険業者は事業方法書・算出方法書といった基礎書類を備える必要はないと考えてよいか。</p>	<p>特定保険業者については、法で規定する事業方法書や算出方法書を作成することまで求めておりませんが、将来的に少額短期保険業者としての登録申請や保険契約の移転等の対応のために何らかの整備が行われることが望ましいものと考えます。</p>
<p>公益法人等に関する経過措置期間内であっても、責任準備金を積み立てなければならぬか。</p>	<p>改正法附則5条の経過措置の適用を受ける者については、当分の間は、保険業法に基づく責任準備金の積立が求められるものではありませんが、一般的に、契約者保護のための適切な準備金の積立がなされることは必要であると思料します。</p>
<p>特定保険業者が、特定保険業の届出の際に届け出た以外の新しい保険商品を販売しようとする場合には、どのような手続をとればよいのか。</p>	<p>特段手続は必要ありませんが、特定保険業者の間であっても、適切な保険募集を行っていただく必要があるほか、販売している保険商品に問題があれば、保険約款又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項について変更を命ずることがあります。</p>
<p>「事業に関する規程」の一部に祝金・見舞金を支給できる条件を定めているが、「保険約款」に比べれば簡単なものである。特定保険業者の届出の添付書類の一つとして「約款に相当するもの」には、どのようなレベルのものが求められるのか。</p>	<p>実際に契約者と共済について約定している書類であればよく、形式・レベルは問いません。</p>

<p>平成18年3月現在、長期（10年）生命共済（保険期間10年）の募集をしているが、平成18年8月に特定保険事業者として届出を行い、平成19年12月に保険会社の免許申請を前提とした場合、現在の長期生命共済はいつまで募集活動ができるのか。</p>	<p>保険会社の免許申請をする場合には、法令上保険期間の制限はありません。一方、少額短期保険業の登録申請をする場合には、①少額短期保険業の登録を受けるまで（株式会社たる特定保険業者である場合）又は②保険会社又は少額短期保険業者に保険契約の移転を行うための移転契約書を作成した時（任意団体たる特定保険業者である場合）ということになります。ただし、長期の保険契約に係る業務及び財産の管理を行う少額短期保険業者は、長期の保険契約の管理業務を的確に行える人的構成を有することが求められ、また、長期の保険契約に係る責任準備金の積立方法は短期の保険契約に係るものとは別に定められること等に留意してください。</p>
<p>いわゆる無認可共済は「特定の者を対象とした自主共済制度」であっても「適用除外」が適用されない場合、新保険業法の施行により、「保険会社」あるいは、「少額短期保険業者」を選択しなければならないことから、数万人が加入している共済制度を変更するには準備期間が必要であり、現在の制度を存続させながら2008年3月までに決定すれば良い猶予期間があると考えてよいのか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

18. その他

意見の概要	回答
<p>今回の政省令案を策定するに当たって、各団体からの照会や相談を除き、金融庁は独自にどのような実態把握や意見聴取を行ったのか。</p>	<p>各省庁・財務局を通じた調査や、改正保険業法説明会・政省令説明会を実施し、可能な限りの実態把握に努めたところです。</p>
<p>根拠法のある共済については、各々の根拠法による規制が存在するものの、事業毎に課せられている規制が異なっている。根拠法のある共済も含めた共通のルール・法整備、監督体制の一元化、生保と同様のセーフティネットの整備等、各種共済に関する制度・ルール整備を進めるべき。</p>	<p>所管官庁のある、いわゆる「制度共済」のあり方については、基本的には所管官庁において検討されるべき事項であると考えます。</p>
<p>少額短期保険業者が保険業法で規制されることになる以上、保険会社と同様に生命保険と損害保険の兼営を認めるべきではない。</p>	<p>保険業法において、生命保険業と損害保険業の兼営を禁止している趣旨は、長期契約のリスクと巨大災害リスクを分離することにあります。少額短期保険業者は、保険金額が少額で保険期間が短期の保険契約のみの引受けを行うことから、生損保の兼営を禁止する必要はないと考えます。</p>
<p>任意団体であるため監督官庁がない団体については、①規約、②総会などの議決機関の議事録（代表者および事業計画）および③代表者の住民票および印鑑証明の3つの提出をもって法人に準ずる扱いとすることはできないか。</p>	<p>できません。</p>
<p>民法第34条に基づく公益法人は、新保険業法附則第5条において「当分の間」「特定保険業を行う」とされているが、「当分の間」とは具体的どの程度の期間なのか明確にするべきである。</p>	<p>公益法人制度改革の帰趨を見極めたうえで、関係省庁とも相談のうえ判断することとします。</p>
<p>少額短期保険業者として登録するまでの間（特定保険業者である期間）に、商号名称に「保険」の文字を入れることは可能か。</p>	<p>保険会社でない者は、その商号又は名称中に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いることが禁止されています（法第7条2項）。</p>
<p>施行規則第211条の55の題名がなぜ「少額短期保険業者」ではなく「保険会社」なのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
<p>保険業法第113条の繰越資産に関する規定の適用関係について、改正保険業法附則第16条第17項に規定があるが、これによると特定保険業者から保険契約の移転を受け又はこれを承継した少額短期保険業者には、第113条の規定が適用されないこととなっている。ただ24日の説明会では、特定保険業者であった者自身が少額短期保険業者となった場合にも、第113条は適用されないとの説明であったが、この点について明確に説明してほしい。</p>	<p>法113条は、新設会社に係る規定であるから、特定保険業者自身が少額短期保険業者になった場合は、新設会社でなく、したがって、そもそも113条の適用がありません。（なお、任意団体たる特定保険業者は、自分自身がそのままでは少額短期保険業者となることはできず、（法律上は別人格である）株式会社又は相互会社たる少額短期保険業者を設立し、当該少額短期保険業者に契約を移転・承継することにより、実質上の事業継続をする必要があることに留意してください。）</p>

<p>事業規模、資本金や責任準備金の積立てなど財務状況についてはとくに厳格に行われるべきである。また、重要事項の説明義務については保険業法上の義務であり、少額短期保険業者についても厳格に適用されるべき。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 また、ご意見を踏まえ適切に対処して参ります。</p>
<p>「根拠法のない共済」はこれまで保険会社が対象としてこなかった分野をカバーしてきた経緯があることから、過剰な規制をかけることは契約者保護の観点から考えても適切ではない。</p>	<p>少額短期保険業制度は、特定の者を相手方として保険の引受けを行う共済事業と不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業との区別が容易でなくなりつつあった状況等を踏まえ、保険業法を改正し保険業法の適用範囲について、契約の相手方が特定か不特定か、営利か非営利か、といったことにかかわらず、およそ保険の引受けを行う者については、その契約者を保護し、健全な運営を確保するために必要な規制の対象とするものです。</p>
<p>今回の法改正によって、昭和43年の保険審議会「共済保険問題に関する意見」（昭和43年3月27日）における「共済」と「保険」の定義は無効となったという理解でよいか。</p>	<p>保険業法における「保険業」は、新保険業法2条1項に規定されたものであり、それは、一般的に「保険」と呼ばれるものと「共済」と呼ばれるものとを区別するものではありません。</p>
<p>保険業、少額短期保険業という同種のサービスを提供する二つのグループに対し、異なる規制システムを構築することは、一方のグループに不当に有利な待遇を与えてしまう可能性を伴う。したがって、契約者を保護するために必要となる対等な競争条件と健全な規制の執行を達成するにあたり、少額短期保険業者と民間保険会社間の商品・サービスの重複を最小限に留めることが不可欠である。</p>	<p>少額短期保険業者、保険会社それぞれに対する規制は、取り扱える商品や行える事業に応じて設けているものであり、商品・サービスが重複しているからといって、直ちに契約者保護の観点から問題が生じるものとは考えていません。例えば、ある共通の保険商品で保険金額が同じでも、参入規制の面では少額短期保険業者の方が保険会社よりも緩やかなものとなっていますが、高額・長期の保険商品の取扱いがない分、それらの保険商品から生じる保険リスクはないことから、必ずしも契約者保護の面で少額短期保険業者が劣後しているわけではないと考えます。</p>
<p>保険会社が、少額短期保険業者としてのサービス提供を目的に法人を設立することは、各会社が取扱う保険商品の既存のブランドイメージが先行してしまい、消費者に対して誤解を招くリスクが発生することから、保険会社が少額短期保険業者としてサービスを提供することを目的として新たに法人を設立することは禁止すべきであり、（生命又は損害）保険募集人と少額短期保険募集人の兼任は不可とすべき。</p>	<p>少額短期保険業者については、規則第211条の30（業務運営に関する措置）において、保険募集に際して、少額短期保険募集人が、更新型の保険については保険料の見直し等を行う場合があること、セーフティネットの対象外であること、引き受けられる保険の保険金額に制限があること等を書面の交付により行うこと等の措置を講ずることを求めており、保険会社との誤解を招くリスクは生じないと考えます。また、生命保険募集人又は損害保険募集人と少額短期保険募集人の兼任については、新法第294条により、保険募集人は、保険募集を行うに際して、所属する保険会社又は少額短期保険業者の商号等を顧客に対して明らかにしなければならないこととされており、保険会社の保険契約と誤解を招くということはないと考えます。</p>

<p>会員が施行年度で1000人を超える事態が生じた場合はどのように対処すればよいのか。</p>	<p>相手方の合計が1,000人を超えた時点で保険業法の適用があることとなります。</p>
<p>行っている共済事業が保険業に当たるか確認したいので窓口を紹介して欲しい。</p>	<p>金融庁監督局保険課にお問合せ下さい。</p>
<p>船主相互保険組合の契約を行うためには、組合員たるには出資金の払込みが同時に必要となっており（法第21条）、組合員になろうとする者は、加入申込書に出資口数を明記し出資金を払い込まなければならないが、出資金の授受については施行規則案第51条第1号イ「その他の業務に係る書類等の作成及び授受等」と、組合員の加入申込手続きについては第51条第2号「その他の保険業に係る業務の代理」と解釈できるかどうか確認したい。</p>	<p>貴見のとおり。</p>